

# 南会津 のうりんニュース



平成22年2月(第141号)

今月の写真：雪の下からこんにちは♪  
「雪下キャベツ」(下郷町)

近年雪下で栽培するキャベツやニンジンが注目を浴びています。管内でも取組みが始まり、先日収穫を迎きました。皆さんも甘~いキャベツ作りに挑戦してみてはいかがでしょうか。

## 今月の内容：

### ● 今月のトピックス

- ・地域に広がる米粉メニュー！  
「米粉料理講習会一下郷町一」
- ・みんなで学ぼう南郷トマト！南郷トマト講座開催!!
- ・雪下キャベツってご存知ですか？
- ・南会津地域の集落営農の推進に向け、リーダー研修会を開催！

### ● お知らせ

- ・うつくしま農林水産ファンクラブ会員募集

### ● 特集

- ・農村整備部平成21年度業務の成果について
- ・農地制度ここが変わった!!

### ● 今月のコラム

- ・南会津の山々に感謝

平成22年2月15日発行 福島県南会津農林事務所

## 今月のトピックス

### 地域に広がる米粉メニュー！ 「米粉料理講習会－下郷町－」



講習会の様子。皆さん楽しく受講されたようです。

11月に実施された「米粉料理講習会」は、各会場とも定員を上回る申込となりました。お断りした皆さんからは、「講習会はもうやらないの？」と残念な声が聞かれるほどでした。その反響の大きさにお応えしようと、新たに下郷町との共催を得て、米粉料理講習会の伝達講習会として、1月26日に下郷町ふれあいセンターで行いました。

講師は、11月の講習会に下郷町から参加された方々4名と農林事務所職員。参加申込は、受付開始後、3日ほどで定員に達しましたが、できるだけ多くの方に参加いただくため、定員をオーバーした36名の受付としました。

メニューは、「㈱ジェイエイあぐりすかがわ岩瀬

企画管理部チーフ澤山聖美さん」から教えていただいた内容と、昨年3月に県農産物流通課主催の「米粉商品発表会」で紹介されたものの中から、家庭で取り入れやすいものを選び、合計4品。

講師の皆さん、受け持ちの班にアドバイスをしてくださいり、また、参加された方々の手際も良いことからスムーズな運びとなりました。

調理後は、懇談をしながらの会食となり、皆さんから感想をいただきました。「簡単で美味しい。」「手軽にビックリ。」等大好評でした。

今回の開催地は下郷町でしたが、各地域においても、講習会に参加された皆さんが伝達講習を行っているものと思います。

家庭メニューにおいて、どんどん、「米粉」が普通の食材になっていくことを願っています。

(農業振興普及部)



今回は、米粉のシチュー、ハンバーグ、ニヨッキを作りました。

### みんなで学ぼう南郷トマト！ 南郷トマト講座開催!!

去る1月21日、南郷開発総合センターにおいて、第2回南郷トマト講座を開催しました。

トマト講座は、毎年度、冬期間に3回開催しており、農閑期も知識や技術の向上に努めています。

今年度の1回目は、昨年12月21日に開催し、タキイ種苗(株)の加屋隆士氏を講師に招き、「桃太郎ギフト、桃太郎なつみをつくりこなす」と題して講演していただきました。

2回目の今回は、県農業総合センターの伊藤博樹主査に、「平成22年度に向けた病害虫対策」について講演していただきました。本地域では、昨年初めてトマト黄化葉巻病(本誌で何度か対応策情報を載せておりました)が発生したので、その対策を中心とした。さらに近年問題となっている病害(葉かび病、灰色かび病、うどんこ病)について、その特性や対策について話していただきました。

今後は、この講座により病害虫の発生を防止し、品質の向上、収量の増加につながるものと期待します。

また、新技術紹介として断根接ぎ木苗<sup>\*</sup>についてベルグアース㈱より説明していただきました。この苗については、平成21年度より試験を行い、試験は農家からは好評で、平成22年度も継続して試験を行う予定です。

**※断根接ぎ木苗**：台木の根を切った接ぎ木苗で、輸送コストが低下する経済的な利点があります。

(農業振興普及部)



来年度の多収穫を目指す受講者

## 南会津地域の集落営農の推進に向け、リーダー研修会を開催！

南会津町「御蔵入交流館」において、去る1月22日、「平成21年度第2回南会津地域集落営農リーダー研修会」(南会津地域集落営農推進協議会等主催)を開催しました。

農業者など95名が参加し、午前の部では、福島大学の小山良太先生から「南会津地域におけるこれから地域づくり」について講演があり、午後の部では、「担い手育成」「物づくり」「農地活用」の3つのテーマに分かれてのグループ討議と全体会を行いました。

今回の研修会は、7月に行われた現地研修会に続くもので、各集落での集落営農への取組みについて、活発な情報交換を行いました。また、「何のために集落営農に取り組むのか」といった地域づくりの目的を絶えず意識しながら行動することの大切さや、地域づくりに根ざした農商工連携・6次産業化についての提言等を受け、参加者一同、今後の更なる集落営農推進に向けた決意を新たにしました。(農業振興普及部)



各々の集落活性化へ向けた熱い言葉が！

## 農林事務所からお知らせ

### うつくしま農林水産ファンクラブ 会員募集!!

福島県では、「新鮮・おいしい・安全」な県産農林水産物をはじめ、古くから地域に伝わる伝統料理や次世代に伝えたい食文化について、県民の皆様に理解を深めていただくことで、県産農林水産物等のすばらしさを実感し、その良さを広くPRしていただく「うつくしま農林水産ファンクラブ」を運営しております。

会員の皆さんには、「会員証」を発行するほか、「うつくしま農林水産ファンクラブ通信」をはじめとした地域のイベントや地産地消に関する情報をお知らせしています。

今後、県民の皆様とともに、地産地消を全県的により一層推進していくため、新たな会員を現在募集中です。皆さんもファンクラブ員になってみませんか!!

\*申込み用紙はこちらからダウンロードできます。  
<http://www.pref.fukushima.jp/an-ryu/nourin-chisannchisyou/form.htm>  
(農産物安全課・流通課ホームページ)

(企画部)

## 雪下キャベツってご存知ですか？

皆さん、雪下キャベツをご存知ですか？今月号の表紙に載せた写真がその収穫風景です。

このキャベツを含む“雪下野菜”は、その名のとおり畑に植えたまま冬を迎える、雪を被った状態で更に生育する野菜のことです。「雪の下なんて、そんな寒いのに野菜って育つの??」そんな声を聞きますが、実は「育つ」のです!! かまくらと同じ様に雪の中は温度が一定になり、しかも氷点下にならないため、安定して育つことが出来るのです。

また、雪室での保存もそうですが、一般的に雪を利用し栽培・保存した野菜は「甘くなる」と言われております。雪下野菜もその例にもれません。

現在、下郷町でキャベツを南会津町南郷地域でニンジンを栽培しています。皆さんも、南会津の資源を活かした農業に挑戦してみませんか！

(企画部・農業振興普及部)

## ★特集！

# 農村整備部平成21年度業務の成果について

平成21年度の農村整備部における県営事業として、ほ場整備事業2地区、農道整備事業2地区、中山間地域総合整備事業1地区、用排水施設整備事業1地区、中山間地域総合農地防災事業1地区、ふるさと農道緊急整備事業1地区、計8地区を実施しています。

下郷町で実施中のほ場整備事業(経営体育成基盤整備事業)倉橋地区は、現況1筆面積が3ha程度の狭小な農地であり、生産性の高いほ場の実現と担い手への農地集積を図るために、平成20年度に全体計画面積62.1haで採択された地区です。今年度から整地工21.9haを実施し、面工事としては約1/3が完了しました。残りの面工事については、平成22年度及び平成23年度に実施する計画です。

農道整備事業赤穂原地区は、南会津町針生地内の農道ですが、現況の道路幅員が狭く、かつ砂利道で車両の通行に支障をきた

していたため、これを解消する目的で、拡幅改良舗装1,740mを計画し、平成17年から実施してきました。今年度の工事



ただみ西地区で整備した農道

は、拡幅改良220mを実施し、来年度の舗装工事770mをもって事業完了の見通しです。

中山間地域総合整備事業ただみ西地区は、平成17年に着工し、農道整備5路線、水路整備19路線、公園整備1箇所、集落道路整備5路線の事業内容となっています。今年度は、水路整備3路線が完了し、農道整備、集落道路整備等を行い、進捗率は全体の72%です。

この事業は、中山間地域を対象とし、農道や用水路、排水路等の農業生産基盤の整備と、集落道路や集落内の排水路整備、公園整備等を総合的に行うもので、地域の活性化、定住化に寄与することを目的とした事業です。

用排水施設整備事業田部地区は、南会津町の田部地区で実施しており、急斜面の山腹にある水路が降雨や融雪時の土砂崩壊等により塞がれるのを改良するため、水路改修計画395mとして平成18年度から工事を実施してきました。今年度は、84mの水路改修を行い、事業完了となりました。

(農村整備部)



南会津町田部の水路改修工事

## 今月のコラム

### 南会津の山々に感謝

南会津勤務も1年と11ヶ月目になります。こちらに来る2年前には、完璧なメタボ状態でした。一念発起、減量にチャレンジし、やっと転勤直前にメタボを脱出しました。

まず、こちらに来て、一番最初に考えたことは「南会津には沢山の名山がある。少しは登りたいな」。そこで、南会津郡内にある「うつくしま百名山」を数えてみると、22もありました。

しかし、学生時代から30年以上のブランク、筋



力は衰えきっています。まず、昨年の5月からトレーニングを兼ねながら、低めの山から登り始めました。なにせ、ここ南会津に住んで、一番恵まれているのは、必ず晴天

の日にアタックのできることです。

昨年の11月6日、只見町の「金石ガ鳥屋山」を最後に郡内22の山をクリアすることができました。ちなみに、単身赴任中のため週末や祝祭日には中通りや会津北部の「うつくしま百名山」をかみさんと一緒に登り、今日現在で、61を数えるまでになりました。

これも、南会津に来て、その美しい山々を目の当たりにしたからに他なりません。若かりし日の気力と体力を少しながらも取り戻す、大きなキッカケを与えてくれた南会津の山々に感謝・感謝!!

来春は、違う季節の山々にチャレンジできるぞ!!

森林林業部長 宮川信行



猫魔ヶ岳で出会ったオコジョ

## ★特集!

# 農地制度ここが変わった!!

平成21年12月から「新たな農地制度」が始まりました。改正農地法等は、食料の安定供給を図るために重要な生産基盤である農地について、転用規制等の厳格化等によりその確保を図るとともに、農地の貸借に係る規制の見直し、農地の面的な利用集積を図る事業の創設等によりその有効利用の促進を目指しています。

## 1 農地転用規制の強化

### ①違反転用に対する処分・罰則の強化

これまで	これから
○違反転用○	
3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人も300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
○違反転用における原状回復命令違反○	6ヶ月以下の懲役または 30万円以下の罰金 (法人も30万円以下の罰金)
3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

違反転用が行われた場合、県知事等は原状回復等の措置(行政代執行)を講じます。その後、行政代執行に要した費用を明示し、負担を求めます。

### ②農用地区域からの除外の厳格化

農用地区域内の農地について、担い手への利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、農用地区域からの除外ができなくなります。

## 2 農地の貸借を促進し、効率的に利用

### ①地域における農業の取組を阻害するような権利取得を排除するため、農地法では、これまでの基準に、周辺地域との調整(地域との調和要件)が加えられました。

農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合には、農地の権利取得を許可しません。また、許可申請のすべての事案について、現地調査を行います。

### ②解除条件付き貸借の許可を受けた者が、周辺地域の農業に支障を与えている場合等には、農業委員会等は勧告することができるとともに、許可を取り消します。 \*地域によっては、農地の受け手がいないなどの場合、多様な利用者(一般企業等)が、農地の適正利用を確保しながら、農地を借りることができますが解除条件付の契約書作成が条件となります。

③(標準小作料制度の廃止に伴い)農業委員会は、地域ごとにおける借貸の動向(平均額、最高額、最低額)の収集・提供を行います。(借貸の目安とするため)

④農業協同組合は、総会における特別議決等の手続きを経た上で、自ら、農地の貸借により農業経営の事業を行うことが出来ます。

⑤相続等により許可を受けることなく、農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届けなければなりません。農業委員会は、届出の受理後に、適正利用が図られるようにあつせん等を行います。

届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられます。

⑥この改正で農業経営基盤強化促進法に基づいて農地を貸し付けた場合にも、相続納税猶予が継続することとなりました。ただし、これまで、20年自作で納税免除となっていましたが、これからは、免除となるには農地としての利用を終身継続する必要があります。(既猶予土地を除く)

## 3 農地の面的集積の促進

①農地を面的にまとめることにより、効率的に利用できるようにするため、「農地利用集積円滑化事業」が創設されました。農用地利用集積円滑化団体となる市町村、市町村公社、農業協同組合等が農地の所有者の委任を受け、代理して農地の貸し付けを行います。貸し付けの実施にあたっては、農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画」の仕組みを活用します。

②農用地利用集積計画の策定を円滑にするため、複数の者により共有されている農地について、存続期間が5年以内の利用権設定の農用地利用集積計画を策定する場合には、共有持分の1/2を超える同意でよいことになりました。

## 4 遊休農地を活用する対策の充実

すべての農地を対象に農業委員会は毎年1回、その利用状況を調査します。農業者等から遊休農地がある旨を、農業委員会に申し出ることができます。場合により所有者が判明しない遊休農地にも利用権が設定できます。

以上は、主な点のみです。詳しくは、各町村農業委員会または農林事務所企画部へお問合せください。

(企画部)



みなさんのご意見・ご感想をお寄せください。

この広報誌は  
SOY(大豆油)インキ  
を使用しています。